

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第20号）

（行財政局税務部税制課）

現行犯事件の許可状によらない臨検，捜索又は差押え及び犯則事件についての通告処分の対象となる間接地方税並びに臨検，捜索又は差押え等の夜間執行の制限を受けない地方税として宿泊税を指定する必要があるため，本条例の一部を改正することとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第20号

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例

京都市宿泊税条例の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第18条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)